

社会保険診療報酬支払基金広報誌「月刊基金」広告掲載募集要領

(広告媒体の概要)

第1 「月刊基金」は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)の事業状況等を保険者団体や診療団体等をはじめ関係者等に広く広報し、支払基金業務の円滑な運営と事業運営への信頼の向上を図ることを目的に、毎月10日に発行する。

2 「月刊基金」の配布先は次のとおりである。(平成24年10月現在)

- (1) 保険者団体(全国健康保険協会、健康保険組合連合会等)(約2,500部)
- (2) 診療団体(日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会等)(約3,200部)
- (3) 保険医療機関等(約8,700部)
- (4) 厚生労働省(関係部署)(約100部)

(広告の規格等)

第2 広告の規格、掲載期間、掲載位置及び掲載料については、次のとおりとする。

規 格		掲 載 期 間	掲 載 位 置	1 回 料 金
A4判全ページ 縦260mm×横180mm	4色カラー	毎月1回 / 年12回発行	表紙の内 (表2)	140,000円
			裏表紙の外 (表4)	160,000円

掲載料には、消費税を含む。

(広告の申込方法)

第3 申込みに当たっては、広告掲載申込書(様式第1号)及び添付書類(広告原稿案、会社・団体概要)を支払基金本部経営企画部広報室広報課あて提出するものとする。

2 各掲載号の申込受付期間は次に掲げるとおりとする。

掲載号	申込受付期間
4月号	1月10日 ~ 2月10日
5月号	1月10日 ~ 3月10日
6月号	1月10日 ~ 4月10日
7月号	4月10日 ~ 5月10日
8月号	4月10日 ~ 6月10日
9月号	4月10日 ~ 7月10日
10月号	7月10日 ~ 8月10日
11月号	7月10日 ~ 9月10日
12月号	7月10日 ~ 10月10日
1月号	10月10日 ~ 11月10日
2月号	10月10日 ~ 12月10日
3月号	10月10日 ~ 1月10日

3 掲載枠数に達した場合は、申込受付期間に関わらず申込みの受け付けを締め切ることがある。

(掲載の通知)

第 4 広告の掲載の可否及びその内容を決定したときは、その結果を広告掲載通知書(様式第 2 号)により申込者に通知するものとする。

(広告原稿の入稿)

第 5 広告原稿は、掲載が決定した者において作成し、出力見本を添えて完全データ(Word、Excel、GIF、JPEG 等)で、掲載月の前月 10 日までに入稿することとする。

なお、広告原稿に写真や画像が含まれている場合は、写真や画像のデータも提出することとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 31 日から施行する。